

「官民給与の比較方法の在り方に関する研究会」（第8回）議事要旨

1 日時：平成18年6月19日（金） 18：20～20：20

2 場所：人事院第二特別会議室

3 出席委員

神代和欣座長、石田光男委員、大竹文雄委員、岡田真理子委員、神林龍委員（阿部正浩委員、前浦穂高委員は欠席、座長以外は五十音順）

4 審議経過

(1) 事務局より、「研究会報告書の骨子（案）」について説明がなされた。

(2) 意見交換が行われ、委員から大要次のような意見等があった。

（月例給の官民比較方法に関する意見等）

○ 民間は組織がフラット化し、部、課、係という組織がなくなってきており、比較の際に部、課、係というような組織を有していること自体を重要視しているという印象を与えない方がよい。むしろ、比較において大事なものは、組織の名称如何に関わらず、その階層制や職責のサイズである。民間に部組織、課組織があるかないかで同等性を判断しているように捉えられないように、表現に留意しておく必要がある。

○ 今回、部長に相当するスタッフ職も比較対象に入れることを検討しているのも、職責のサイズが大事という認識に立っているからではないか。

○ 同種・同等と言うときには職責が大事であって、その場合に公務側の職責を示す指標が役職段階にあるということ、分かりやすく説明した方がよいのではないか。

○ 小規模企業の社長は、従業員の先頭に立って自ら幅広い仕事をしており、同種・同等の者との比較という点では、比較の対象としてもよいのではないか。

（特別給（ボーナス）の官民比較方法に関する意見等）

○ 公務員は利潤を追求しているわけではなく、公共の福祉のために必要な仕事をしているのであり、企業のように利潤の分配として個人別に成果配分を行ったり、企業収益に応じて、自らボーナスを上げたり下げたりすることができない。したがって、公務のボーナスの水準は、民間の平均的な支給水準にリンクさせるのが一番妥当なのではないか。

- ボーナスには公務員の生活保障としての役割があり、安定的に生活できるような水準にする必要があるのではないか。
- 個人別に比較するとしても、利益に対する連動性という民間のボーナスの性格が、個人別支給額に基づく官民比較に馴染むのかということ、もう少し慎重に検討する必要があるのではないか。
- 月例給の比較はあくまで総額原資の比較であり、配分は別となっているが、ボーナスの比較はダイレクトに月数という形で反映されることとなり、月例給とは意味合いが違っている。ボーナスの比較方法については、十分研究してから判断してもよいのではないか。
- 同種・同等というのは、月例給のラスパイレス比較に当たっての比較基準として意味を持つものであり、公務と民間の本質の違いまでを踏まえて導き出されたものではないのではないか。
- ボーナスについても同種・同等の比較によるのが基本であり、それには個人別支給額を調べることとなろう。それが困難なら、個人別のボーナス支給額を一人一人調べるのではない、何らかの方法は考えられないか。
- ボーナスについても同種・同等性を原則としつつ、毎年同じ方法ということではなく、速報性と精確性を兼ね備えた方法は工夫できないか。

(その他の意見等)

- この研究会の使命は、ラスパイレス方式による官民給与の比較について、妥当かどうか、改善点があるかどうかを技術的に検討することにあるということ、報告書に明記しておいた方がよいのではないか。
- 報告書に掲げる説明資料については、公務員給与のことを知らない人にも分かるよう工夫しておいてほしい。

以 上

(文責 研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)